

令和4年9月5日  
208・209会議室

# 令和4年第17回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

## 令和4年第17回立川市教育委員会定例会

1 日 時 令和4年9月5日(月)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時54分

2 場 所 208・209会議室

3 出席者

教育長 栗原 寛

教育委員 石本 一弘 伊藤 憲春

鳴田 敦子 小林 章子

署名委員 石本 一弘

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 齋藤 真志 教育総務課長 小林 直弘

学校施設建替担当課長 鈴木 信貴 学務課長 杉浦 丘美

指導課長 佐藤 達哉 主任指導主事 寺田 良太

教育支援課長 鈴木 峰宏 学校給食課長 青木 勇

生涯学習推進センター長 庄司 康洋 図書館長 池田 朋之

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 笹原 康司 柏崎 彩花

## 案 件

### 1 協議

- (1) 立川市学校給食における食物アレルギー対応方針の見直しについて
- (2) 錦図書館改修工事に伴う臨時窓口の開設について

### 2 報告

- (1) 立川第四中学校第一理科室・立川第七中学校体育館の火災における出火原因及び再発防止策について
- (2) 令和3年度学習等供用施設利用者アンケート集計結果について
- (3) 株式会社壽屋による「立川市図書館児童向け利用案内パンフレット」の制作・寄贈について
- (4) 東京立川こぶしロータリークラブ小・中学生レビュー大賞の実施について

### 3 その他

## 令和4年第17回立川市教育委員会定例会議事日程

令和4年9月5日

208・209会議室

### 1 協議

- (1) 立川市学校給食における食物アレルギー対応方針の見直しについて
- (2) 錦図書館改修工事に伴う臨時窓口の開設について

### 2 報告

- (1) 立川第四中学校第一理科室・立川第七中学校体育館の火災における出火原因及び再発防止策について
- (2) 令和3年度学習等供用施設利用者アンケート集計結果について
- (3) 株式会社壽屋による「立川市図書館児童向け利用案内パンフレット」の制作・寄贈について
- (4) 東京立川こぶしロータリークラブ小・中学生レビュー大賞の実施について

### 3 その他

---

◎開会の辞

○栗原教育長 ただいまから、令和4年第17回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に石本委員、お願いいたします。

○石本委員 承知しました。

○栗原教育長 本日は、協議2件、報告4件でございます。その他は議事進行過程で確認をいたします。

次に出席者の確認を行います。齋藤教育部長、お願いいたします。

○齋藤教育部長 本日第17回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございます。教育部長、教育総務課長、学校施設建替担当課長、学務課長、指導課長、寺田主任指導主事、教育支援課長、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長、以上でございます。

---

◎協 議

(1) 立川市学校給食における食物アレルギー対応方針の見直しについて

○栗原教育長 それでは、1協議(1)立川市学校給食における食物アレルギー対応方針の見直しについて、を議題とします。

青木学校給食課長、説明をお願いいたします。

○青木学校給食課長 学校給食課より、前回に引き続き、立川市学校給食における食物アレルギー対応方針の見直しについて協議をお願いいたします。

説明に入る前に、資料の訂正をお願いいたします。

立川市学校給食における食物アレルギー対応方針、5ページ、(6)対応の決定と周知のア、イ、ウとございますが、この文頭に学校とありますが、この学校を対応委員会に訂正をお願いいたします。当日になっての訂正で誠に申し訳ございません。

それでは、説明に入らせていただきます。

表紙を1枚めくっていただき、目次をご覧ください。

全体を3部構成としており、第一章立川市学校給食におけるアレルギー対応方針についてにおいて、基本的な考え方や対応の中心となる食物アレルギー対応委員会の構成や役割、第二章アレルギー対応手順についてにおいては、実際に基本的なアレルギー対応の手順を時系列で記載しております。第三章教育委員会の役割としましては、学校や医療機関、保護者との情報共有や連携、研修の実施、また、今後の対応方針の見直しについて記載をしております。

それでは、1ページ、第一章立川市学校給食におけるアレルギー対応方針について、1、基本的な考え方をご覧ください。

初めに、文部科学省が策定した学校給食における食物アレルギー対応の大原則を記載し、児童・生徒の安全性を最優先、組織による対応等、対応方針の基本的な考え方を記載してお

ります。

3ページ、2、食物アレルギー対応委員会をご覧ください。

この項では、対応の最前線である学校での組織の設置や役割、面談内容、情報共有とともに、小・中学校別の年間計画の例を記載しております。

8ページ、3、基本的な食物アレルギー対応内容をご覧ください。

この項では、これまで報告させていただいております使用しない食品や対応食品、家庭から持参する弁当の対応等のほか、緊急性の高いアレルギー症状を発症した児童・生徒への対応、また、対応の解除を記載しております。

12ページ、第二章アレルギー対応手順についてをご覧ください。

この章では、児童・生徒の食物アレルギー情報の把握から必要書類の作成・確認、対応の決定、共同調理場や配膳室、学校におけるそれぞれの対応とともに、緊急時の対応について記載をしております。

26ページ、第三章教育委員会の役割をご覧ください。

この章では、教育委員会が主体的に実施すべき学校との情報共有、研修の実施、医療機関等との連携、保護者の理解促進とともに、必要に応じた対応方針の見直しを記載しております。今回お示しをしました対応方針のほか、12ページからの第二章アレルギー対応手順についてをより具体的に記載した食物アレルギー実施手順書の見直しを行っており、本文中に記載されている書類等については、実施手順書に資料として添付します。

なお、対応方針の見直しにおきましては、参考資料に記載の対応方針やマニュアル等を作成させていただいております。

また、前回の教育委員会において、嶋田委員から献立内容の詳細が示されておらず、曖昧な部分があるとの質問に対して、的確な回答ができておりませんでした。現在、17ページにあるアレルギー食対応表に基づき、より詳細な内容を記載した詳細献立を保護者及び学校に配付しております。今回見直しを行った対応方針が運用される令和5年4月からは、栄養管理システムを入れ替え、児童・生徒のアレルギー情報のほか、例えばドレッシングの詳細や色素までシステムで紐づけることができるようになるとともに、対応食品以外の児童・生徒別アレルギー食品を記載した詳細なアレルギー食対応表を作成することが可能となることから、保護者、学校に配付をしております。あわせて、これまでどおり詳細献立も作成することから、ホームページ等で公開する方向で調整を行っております。

学校給食課からの説明は以上となります。

○栗原教育長 説明、ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 ご説明ありがとうございました。

本当に細かいところまできちっとされていらして、ぜひこれを立川市全市民に見ていただきたいと思うぐらいでございます。

1つだけちょっとお伺いしたいことがございまして、17ページですけれども、アレルギー食対応表の確認から確定までというところで、保護者に送付しますという、つまりこういう確認をするためにアレルギー食対応表の作成、それから送付、この送付というのは郵便かメールかファクスのどれでしょうか。郵便ですとなかなか連絡がスムーズにとれないということがあるんですけれども、逆にメールですと、気軽にということで漏れがあるとか、いろいろあると思うんです。これは現実問題としてどういう形で送付され、また返却をさせて確認をするのかというところを教えてくださいたいと思います。

○栗原教育長 青木学校給食課長、お願いします。

○青木学校給食課長 まず、アレルギー食対応表ですけれども、児童・生徒個別のものになっておまして、1か月分の給食に対して前月に作成をして、それを学校経由で保護者へ児童・生徒を経由してお渡しを願っているというところがございます。今後も学校での対応もございますので、学校を経由してお渡しいただくという形を取っていきたくて考えております。日々の対応として、前日に学校と生徒とでアレルギーの確認をしますので、このアレルギー食対応表をそのときに役立てていただくという対応を取っています。

以上です。

○栗原教育長 私のほうから確認ですけれども、学校を通じてということで、小学校であれば児童にその書類を持たせてご自宅で保護者に見てもらおうと。保護者がそれを確認してオーケーであればサインをいただいて、またそれを学校に戻すという形になるのでしょうか。

青木学校給食課長、お願いします。

○青木学校給食課長 こちらは、学校、児童を通してもう一度戻していただいているという形になっております。

○栗原教育長 ほか、いかがでしょうか。

嶋田委員、お願いいたします。

○嶋田委員 ご説明ありがとうございます。

今後は詳細な献立表をホームページに載せてくださるということで、本当に安心しました。

それで、今伊藤委員からもご質問があつて、ご説明もあつたところですが、確かに文部科学省の学校給食における食物アレルギー対応指針にも書面に於いて了解を得るというようなことが書いてあるんですが、今はデジタルの時代なので、子ども経由で記載してもらってまたそれを子ども経由で学校、そして栄養士さんのところまで届けるというのは、毎月やるとなかなか大変な作業かなと思いますので、もしデジタルで対応可能ならそのほうがいいんじゃないかなと私も思っていたところです。

それから、10ページ、緊急性の高いアレルギー症状を発症した児童・生徒への対応のところ、保護者に医療機関の受診を依頼するというところですが、救急車を呼ぶ対応というのはここには全く出てこないんですが、当然考えておかなければいけないことかなと思いますが、いかがでしょうか。

○栗原教育長 青木学校給食課長、お願いします。

○青木学校給食課長 まずデジタルでできるものかというところですが、物理的にはデジタルでやることは可能ではございますが、先ほどもお話ししたとおり、学校または児童とのやり取りの中でやっていくことと、先ほど委員がおっしゃられたとおり、書面でとっている中で、今はそのような対応を取っております。ただ、これも状況を見ながら今後の検討はしていく必要は出てくるのかなと思っておりますが、今現在はそういう対応を取らせていただきたいというのが現状でございます。

それと、緊急性のある症状を発症したというところでございます。こちら、緊急に対応しなければいけない、そういう場合には救急車を呼ぶという形になっております。こちらに書かれているのは、受診をするというのは1回治まった場合のことを想定しております、学校で発症したときは、状況に応じては至急医療機関につながなければ命に関わってしまいますので、つなげていただくように手順書等では書かせていただいているところでございます。以上です。

○栗原教育長 嶋田委員、お願いいたします。

○嶋田委員 ただ、先生方の頭の中に緊急性が高い場合は保護者に連絡ではなくて、まずは救急車を呼ぶという対応もあるということを入れておいていただくという意味では、ここにも一言書いておいていただけるといいのかなと思いました。

それから、17ページの4の(3)のアレルギー食対応表の確定のところ、2つ目のところに、内容が確定できるまでは給食の提供を行いませんと書いてあるんですが、何か冷たい感じがします、書き方としては、対応表が提出されないと給食の提供ができない旨を保護者に伝えて、場合によっては弁当持参をお願いするといった書き方のほうが、より伝わりやすく優しい表現になるかなと思いました。

それから、学校の対応のところ、これももちろん掲示をしていただくのはいいんですけども、学校と保護者とか先生同士とかでの確認作業が、チャットとかを利用してできるようなになるといいのかなと思います。

それから、22ページ、小学校のほうにも中学校のほうにも、複数の教員による食物アレルギー対応の確認が終わるまで全ての給食を食べませんとなっているんですけども、現在もこのような対応をされているのでしょうか。

○栗原教育長 青木学校給食課長、お願いいたします。

○青木学校給食課長 1つ目の17ページの内容が確認できるまで給食の提供を行いませんと言いつり型になっているのは、そのとおりでございます。もう少し優しく書けるのかどうかは検討させていただきたいと思っております。ただし、実際に今対応しているところ、これが一番大きな問題で、4月当初に保護者の確認が取れなかったりするのが難しいところでございます。4月当初の給食は献立の工夫をしております、この時期はアレルギー原因の食物が極力ないような給食を提供しているのが現状でして、そういった対応で4月後半に間に合うような形を取らせていただいております。

それと、学級担任、ダブルチェックのところですが、ダブルチェックを現在してい



ただいて、それから食べていただくという形を取っているところでございます。

以上です。

○栗原教育長 あと、最初に言った10ページで、緊急性の高いアレルギー症状を発症した児童・生徒への対応のところ、ここに書かれていることは当日以降の対応が書かれているけれども、発症した場合、緊急時はすぐに救急車を要請する、エピペンを打つ状況であれば迷わずエピペンを打つという、そういう当日の対応を書くべきではないかという、そこはどうでしょう、青木学校給食課長。

○青木学校給食課長 こちらについては、委員ご指摘のとおりでございまして、緊急性がある場合には、速やかに救急車を呼ぶなり医療機関につないでいただくというのが大前提となっております。この点は確かに記載がそこまではございませんので、記載ができるように考えていきたいと思っております。

以上です。

○栗原教育長 今の部分は学務課と、あと指導課も関わりがあると思いますので、学校で今こういう症状であれば迷わず救急車を呼ぶか、多分統一的な対応はあると思いますので、両課と相談をしながら、記載内容に齟齬のないようにぜひお願いをいたします。

嶋田委員、お願いいたします。

○嶋田委員 小学校では今ダブルチェックをしていただいているということですが、中学校になったらさすがに自分でも確認できるでしょうし、せいぜい担任の先生に確認していただいたらもう食べられるというほうがいいのか。それから、小学校も高学年になれば、中学校になったら自分でも確認できるようにというご指導もいただいたほうが、いつまでも大人の手を頼っていくわけにもいきませんので、段階に応じて自分でも確認するというご指導いただけたらいいのかなと思っております。

それと、この一連の冊子の中では、保護者が必要な書類を出してくれるということが前提になっていると思います。実は、私も学校に書類提出を求められて医療機関を受診したんですが、アレルギーの負荷試験を提案されて、子どもが嫌がったのでできなくて、結局、書類提出できずにアレルギー対応をしてもらわなかったということがありました。やりたいけれどもできないという保護者がいて、当然こぼれ落ちる子どもたちも出てきますので、本当に対応してくださっている方はいいんですけども、そうじゃない方もいるということも念頭に置きつつ、いろいろな対応をしていただけたらなと思っております。よろしく願いいたします。

○栗原教育長 青木学校給食課長、お願いします。

○青木学校給食課長 今嶋田委員からお示された例は、確かに実際にはあるのかなと思っております。私たちとしましては、できるだけ栄養価のことも考えたりしますと、給食を食べていただきたいというのが一番大きなところなんですけれども、ちゃんと検査をしていただいて対応するのが基本にはなってしまうと思っております。ただし、アレルギー以外の対応で給食の考慮が必要な場合もございまして、そういうものと併せてその件を考えていくのがよろし

いのかなと思っているところでございます。

以上です。

○栗原教育長 嶋田委員、お願いいたします。

○嶋田委員 そうですね、ちゃんと対応できないという保護者の側にもいけないところはあるんですけども、献立表の改善とか献立の工夫とかで、多くの子どもたちがなるべく給食を食べられるようにということはきっとこれからお考えいただけると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○栗原教育長 ほか、いかがでしょうか。

小林委員、お願いいたします。

○小林委員 文科省の方針に則って立川市の対応方針をきめ細かくいろいろ書かれたものができて、これは内容豊富だなと思ひます。ただ、これはいろいろな部門と関連していて、例えば保護者に詳しく説明する、連携を密にとるとか、学校に対してとか調理場に対してとか本人に対してとか、説明しなければいけない相手がたくさんいると思うんですが、これを使うということはちょっと難しいかと思ひます。私はこれを一気に読んで、すごく混乱して理解しづらいところもあって、頭が疲れてしまったんです。それぞれの相手に説明なり理解を求めるときに、何か手段として使えるものが別にあつたらいいかなと思ひますが、いかがでしょうか。

○栗原教育長 青木学校給食課長、お願いいたします。

○青木学校給食課長 今回お示しをいたしましたのは、大本となる対応方針となっております。この下にアレルギー対応の手順書というものを今作成中で、本日の資料にはございませんが、一つ一つの様式を添付しながら、この様式をいつ使っていつ出すというような形の手順書を作っているところでございます。第二章をもっと細かくしたような形のものを作っているところでございます。

アレルギー対応の説明をする際に一番大事なところは、アレルギー面談だと考えております。面談には、保護者、学校、そして市の栄養士が同席します。そこではこの方針ではなく面談用の様式がございまして、その中にあるチェック項目一つ一つを確認しながら、どのような対応をしていくのか保護者と確認をしながら面談しております。今後もそのような丁寧な対応を取っていきたくて考えております。

以上です。

○栗原教育長 小林委員、お願いいたします。

○小林委員 分かりました。保護者との信頼関係を構築というような言葉もありますので、できるだけ分かりやすい内容で伝えていただけたらなと思ひました。

それから、アレルギーを持っているお子さん、事前に分かっている場合と、それからアレルギーがないと思ひていたけれども、学校で急に発症したというようなケースもあるかと思ひますので、ぜひ学校での対応、どの先生もどういふ子がどういふふうにな発症しても対応で

きるように徹底していただけたらなと思います。

以上です。

○栗原教育長 ご意見ということでよろしいでしょうか。

○小林委員 はい。

○栗原教育長 ありがとうございます。

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 今のその件につきまして、ヒヤリハットのことで書いてありますけれども、考えてみると、私が教育委員をやっている間、ヒヤリハットの報告というのが何かあまりなかったように記憶しております。過去にそういう事例があったのかどうか、お知らせいただければ今後の参考になると思いますので、よろしくお願いいたします。

○栗原教育長 青木学校給食課長、ヒヤリハットの事例が今まであったかどうかということで、お願いします。

○青木学校給食課長 今委員からあったとおり、ヒヤリハットというところまでのレベルまでいっているかどうか分かりませんが、何事もないとうわけではございません。例えば、実際に課内でどうしようかと悩んだ件ですけれども、例えばこんにゃくの中の色素で、黄色いものがかぼちゃの色素を使っていたというのがありました。それをこちらで調べていく中で、途中で気がついて、前日だったか、至急学校に電話をかけて止めていただいたという例があります。そのようなレベルのところまではあるというのが実際のところでございます。

以上です。

○栗原教育長 それと、私のほうで記憶しているのは、学校給食の対応として特に間違ったところはなかったんですが、今まで保護者も把握していなかったアレルギー対応食品を食べたことでそういう反応を起こしてしまったと、初めてそれで分かったというようなことを報告で聞いたことはございます。ただ、10ページのように重篤な状態という、緊急性の高い状態、意識が混濁してしまうといった状況にはなっておりませんが、そういう事例は幾つかあったと思います。今後もそういう報告すべきことがもしありましたら、教育委員会の中で報告してまいりたいと思います。

伊藤委員、よろしいでしょうか。

○伊藤委員 はい。

○栗原教育長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

石本委員、お願いします。

○石本委員 私、この資料を先週末に目を通させていただいて、本当にきめ細かくさぞかし大変だろうなど、本当にありがたいなと思いました。それと同時に、先ほど嶋田委員もおっしゃっていましたけれども、お母さんだけじゃなくて、お子さんが自分で自分のアレルギーをきっちりと分かっている、そういうものを除去して今後も生活していくんだという、そういうことを学校の指導の中でできるような工夫も、現在もやっていますけれども、それをしっ

かりと今後もしていただきたいなど、以上2つでございます。

○栗原教育長 ありがとうございます。

ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。先ほど委員よりご意見頂戴いたしました。それを反映するというので、本日時点でこのご提案については、提案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、1協議(1)立川市学校給食における食物アレルギー対応方針の見直しについて、は承認されました。

---

## ◎協 議

### (2) 錦図書館改修工事に伴う臨時窓口の開設について

○栗原教育長 続きまして、1協議(2)錦図書館改修工事に伴う臨時窓口の開設について、に入ります。

池田図書館長、ご説明をお願いいたします。

○池田図書館長 それでは、錦図書館改修工事に伴う臨時窓口の開設について、ご説明いたします。

立川市錦学習館中規模改修工事において、錦図書館の開架フロア等を改修工事で閉鎖するため、次のとおり、予約した資料の取次ぎ業務を中心とした臨時窓口を開設いたします。

開設期間であります。令和4年9月27日火曜日から10月31日月曜日まで、定例の休館日を除きます。

開設時間、午前10時から午後7時まで、土曜日、日曜日及び祝日は、午前10時から午後5時までとなります。

開設場所、錦学習館1階ロビーに設置いたします。

実施するサービスであります。利用登録・更新・変更、予約資料の貸出、資料の返却、資料のリクエスト受付、ナクソス・ミュージック・ライブラリーの利用申請受付、レファレンス業務。

その他といたしまして、10月31日までの工事でありますので、11月1日火曜日はパソコン関連機器の移設及び錦図書館開館準備のため、立川市図書館条例第6条の規定に基づき臨時休館といたし、11月2日水曜日より通常業務といたします。ハンディキャップ宅配サービスについては、リクエストがあれば実施いたします。

周知についてであります。「広報たちかわ」9月10日号、図書館ホームページ、図書館ツイッター及び館内掲示、図書館カレンダーの記載、以上となります。

図書館からの説明は以上です。

○栗原教育長 説明ありがとうございます。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

これについてはよろしいでしょうか。

[「はい」との声あり]

○栗原教育長 ご質疑ないようでございます。それではお諮りいたします。1協議(2)錦図書館改修工事に伴う臨時窓口の開設について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」との声あり]

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、1協議(2)錦図書館改修工事に伴う臨時窓口の開設について、は承認されました。

---

## ◎報 告

### (1) 立川第四中学校第一理科室・立川第七中学校体育館の火災における出火原因及び再発防止策について

○栗原教育長 続きまして、2報告(1)立川第四中学校第一理科室・立川第七中学校体育館の火災における出火原因及び再発防止策について、を議題といたします。

小林教育総務課長、説明をお願いいたします。

○小林教育総務課長 それでは、立川第四中学校第一理科室・立川第七中学校体育館の火災における出火原因及び再発防止策についてご報告いたします。

本年5月8日の日曜日、立川第四中学校の第一理科室において、また、6月30日の木曜日、立川第七中学校の体育館において発生した火災について、本年8月30日に立川消防署から出火原因について報告があったところでございます。

まず、1の立川第四中学校第一理科室の出火原因については、当該理科室において、ごみ箱内にあった本年4月の実験で使用した亜鉛と、火災発生日の前日、5月7日に同ごみ箱に廃棄した濡れた雑巾の水分が反応、発熱し、周囲のごみくずに着火したものと推定されると報告があったところでございます。

この出火原因を基に、(2)の再発防止策を実施してまいります。1点目は、理科室におけるごみ箱内のごみを毎日捨てることを徹底、2点目は、理科室における薬品等の管理状況の緊急点検を全小・中学校で実施、3点目は、理科実験時における注意事項等の教員研修を実施、4点目ですが、今後につきましては、小・中学校において定期的な管理状況の点検を行うとともに、教育委員会事務局への薬品等の管理チェックシートを提出いただき、適切な管理に努めてまいり所存でございます。

なお、第一理科室につきましては、緊急の修繕を行い、2学期からは当該教室で実験の授業が実施できる状況となっております。

続きまして、2の立川第七中学校体育館の出火原因についてです。

こちらにつきましては、焼損の激しい体育館2階の東側倉庫の天井裏にあります電気配線、この配線が何らかの原因でショートして発熱し、周囲の木造部分に着火したものと推定され

るとの報告があったところでございます。

この出火原因を基に、(2)の再発防止策ですが、電気配線の漏電の有無を調査する絶縁抵抗測定の緊急点検を実施してまいります。1学期に既に実施した学校は再度実施しまして、また、本年10月以降に実施予定だった学校については、時期を前倒して実施することといたします。停電作業が必要となりますので、対象校であります小学校13校、中学校1校と調整を行いまして、9月中に実施することで現在準備を進めております。

なお、そのほかの小学校6校、中学校8校につきましては、今年度の夏季休業期間中、夏休みに直近で実施しておりますので、今回の緊急点検は対象外となります。

報告は以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございます。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 ご説明ありがとうございます。

最初の第一理科室の件なんですけれども、最初に報告いただいたときに何げなくスルーしてしまって、今気がついたんですけれども、4月4日の実験ですね、5月8日という、1か月、本来ではこの間はどのように処理をすればよろしかったのかということが、ちょっと今分からなくなりましたので、お願いいたします。

○栗原教育長 小林教育総務課長、お願いいたします。

○小林教育総務課長 8月30日に立川消防署からこの出火原因の報告があったときに、私もその場へ立ち会いまして、校長先生と、あとその前にも担当教諭からヒアリングを行っているような状況でございました。亜鉛が出たというところで、実際に亜鉛を使用した実験があって、それが令和4年4月の実験で使用したというところがございます。担当の先生に確認したところ、実験が終わった後に生徒にも注意喚起して、教員でそれを回収したというようなところだったのですが、結果的にそれが何らかの理由で回収が漏れていたのか、理科室のごみ箱の中にその亜鉛が捨てられて、火災発生日の前日の5月7日までごみ箱の中に亜鉛が放置していたような状況でございます。

以上でございます。

○栗原教育長 伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 では、もし5月の初めにそのごみ箱を捨てたら、捨てた先に水があったらそこで温度が上がってしまったのかということになっちゃうので、それも今度はどこかほかのところでそういう発火があったのか、たまたまこの中で、理科室におけるごみ箱内のごみを毎日捨てることというのがなかなか難しいかなと思いましたが、そういうこともあり得るかなとお考えいただければと思います。

以上でございます。

○栗原教育長 伊藤委員からの質問のもう一つは、亜鉛とか実験で残った薬品をどのように処理というか、保管をするかというところですが、杉浦学務課長、そのところの説明をお願い

いできますでしょうか。

○杉浦学務課長 学校で通常使った実験等の廃液、また、金属のままというのはあまりないんですけれども、本来でしたら廃液ボトルといったものを、必ず回収する容器に密閉するような形で一時的に学校で保管をして、私ども学務課にてそういった有害な廃液等の処理事業者に委託をしておりますので、いついつ回収するのでそれに出してくださいという手続でいつも廃棄を行っているものとなっております。

以上です。

○栗原教育長 伊藤委員、よろしいでしょうか。

○伊藤委員 はい、ありがとうございました。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

石本委員、お願いいたします。

○石本委員 実は、理科の実験室のことを伺って、私も調べてみたんです。まずお尋ねしたいのは、その亜鉛がどういう状況の亜鉛なのか、実験で使うということは反応が早く出たほうがいいので、顆粒とか粉末とかもあるんですよね。調べたところでは顆粒や粉末だと空気中の水分にも反応して、早い話が出火もするし、集まっていれば爆発もするというようなことまで説明がありました。当該学校の理科室にある亜鉛はどういう状況のものだったのでしょうか。

○栗原教育長 小林教育総務課長、お願いいたします。

○小林教育総務課長 実験で使用しました亜鉛は粉末でございます。消防署の説明を受けたときに、粉末の状況であれば酸化して熱を持って発火する可能性があるというところがございます。今回火災があったところに残っていた残留物を、東京消防庁の本庁に鑑識部門という成分検査を専門に行うところがあるんですが、そこで検査した結果、亜鉛が出てきたというところがございます。ごみ箱の中に、粉末だったかどうかは明確ではないんですが、亜鉛が入っていた状態で、その上にごみがあって、そのごみが空気と触れないようなクッション材のようになって発火しなかったのではないのかと消防署から説明があったところがございます。ごみ箱に濡れた雑巾を捨てたということによって、捨てたのが前日ですので、それがだんだんと水分がしみ出して、亜鉛と接触して発熱して着火したのではないのかというような説明があったところがございます。

以上でございます。

○栗原教育長 石本委員、お願いいたします。

○石本委員 ということは、1か月近くそのごみ箱の状態がそのままであったということ、このお話、とにかく理科室に生徒がいなくてよかったなと本当に思うんです。というのは、亜鉛が反応するということは、要するに空気中であれ何であれ、 $H_2O$ 、水分と反応して酸化亜鉛になるわけですけれども、ということは、余った水素がたくさん発生して、熱も当然ですけれども高熱があって、だから集まれば爆発もするというような、そういうそもそも危険なものであるという認識をきっと当該の先生はお持ちではなかったのかもしれない。学校に

は理科の教員だけでなく理科の講師という先生もいますので、そういう人たちがそういう危険性を十分に熟知した上でやっぱり子どもたちを指導しなくちゃいけないですね。例えば机の上を拭いた雑巾が捨てられるわけじゃないですか。ひょっとしたらその机は前の週で塩酸とか、いわゆる酸性のものとかアルカリ性のものを、薬品を拭いたかもしれません。そうすると、反応はもっと激しく出るんですよ。そのようなことを考えて、廃棄の仕方、授業が終わった後の片づけの仕方、雑巾がけをしたのか、その雑巾もどれくらいすすいだのかとか、そういうことまできめ細かく指導していかないとこういう恐ろしいことになるんだということもぜひ併せて、先生方のご指導と子どもたちへの安全指導をさらに丁寧をお願いをしたいなと思いました。

以上でございます。

○栗原教育長 本日の資料の再発防止策のところでも、理科実験時における注意事項等の教員研修を実施とございますので、この中で石本委員ご指摘の実験後の対応をきちっと研修でお伝えし、絶えず危険性がある、その危険を除去していくということを徹底していきたいと思っております。

佐藤指導課長のほうで何か補足があれば、ぜひお願いします。

○佐藤指導課長 ご指摘ありがとうございます。

今回の事故については、中学理科でございますので、それなりの専門的な知識を持った教員であるということは認識しております。その上でもこういった事故が起きてしまっておりますので、先ほど教育総務課長からもありましたが、12月に教員を対象とした事故防止に直結するような研修も予定しております。ただ、全員が一堂に会することは難しいので、各校から最低1名は参加していただくことになっております。確実に自校に持ち帰ってその内容をそれぞれ教員に周知、指導するように徹底してまいります。

以上です。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

小林委員、お願いいたします。

○小林委員 この亜鉛は実際どのくらいの量のごみ箱に捨ててあったのでしょうか。

○栗原教育長 小林教育総務課長、お願いいたします。

○小林教育総務課長 すみません、確かな数字は手元に持ち合わせていないんですが、残留物を鑑識に出して、その残留物の中の67%が亜鉛というような形で、袋に入った焦げていた残留物を量ったところ、大体50グラムぐらいあったというところでございます。

以上でございます。

○栗原教育長 小林委員、お願いいたします。

○小林委員 50グラムが多いのか少ないのか分かりませんが、多分生徒はそのぐらいなら捨ててもいいかなという感覚だったのかと思います。再発防止策としては、結局そこに捨てなければ何の問題もなかったことですので、やはり先生が児童・生徒にきちんとその危険性を説明するということが防げるかなと思いました。繰り返して申し訳ありません。



以上です。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

嶋田委員、お願いいたします。

○嶋田委員 七中のほうですけれども、ショートが原因ということで、火災報知器が反応するまでに結構時間がかかったのかなと思ったんですが、火災報知器は体育館のどこにあったのでしょうか。

○栗原教育長 小林教育総務課長、お願いいたします。

○小林教育総務課長 火災報知器自体はこの東側の倉庫にありました。消防署の説明を受けたときに、下から燃えていけば火災報知器はすぐ反応するんですが、出火元が天井裏だったので、これは想定でしかないんですが、上で燃えていたものが、だんだんと焼け落ちて火災報知器が反応したんじゃないかというようなところでございます。

以上でございます。

○栗原教育長 嶋田委員、お願いいたします。

○嶋田委員 体育館は広いので、1か所にしか火災報知器がないのが今のところは現状かと思えますけれども、何か代替りのものを何か所かに置くようなことは考えられるのでしょうか。

○栗原教育長 小林教育総務課長、お願いします。

○小林教育総務課長 火災報知器は1か所ではなくて、必要などころには、消防法で決められたところについているようなところで、そういったところで、火災があったときには火災報知器が作動するというようなところでございます。

以上でございます。

○栗原教育長 嶋田委員、お願いいたします。

○嶋田委員 何しろ火災報知器が反応してくれて、周りまでは燃え広がらなかったのが不幸中の幸いだったかなと思います。推定とはいえ、出火原因が分かって本当によかったなと思いますし、対策もしっかりとやったださっているんで、今後ともよろしくお願いします。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

小林委員、お願いいたします。

○小林委員 七中の件ですけれども、再発防止策で全校を点検するという、終わったところもあるでしょうし、早いうちに点検するというので、9月中ですか、ひとまずは安心というところですが、その点検が終わって、次の点検はどのくらいのペースで行われるのでしょうか。

○栗原教育長 小林教育総務課長、お願いします。

○小林教育総務課長 この絶縁抵抗測定自体は年1回の点検をしているところでございます。年1回の点検で不具合等が判明する学校もありますので、そこを線ですとかいろいろな機材を交換して健全な状態を保っているところでございます。

以上でございます。

○栗原教育長 小林委員、お願いいたします。

○**小林委員** 毎年点検していても修理しなきゃいけないものが出てくるということは、本当に油断ができないですね。今後とも点検をしっかりしていただけたらと思います。

○**栗原教育長** ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○**栗原教育長** ないようでございます。これで2報告(1)立川第四中学校第一理科室・立川第七中学校体育館の火災における出火原因及び再発防止策について、の報告及び質疑を終了いたします。

---

## ◎報 告

### (2) 令和3年度学習等供用施設利用者アンケート集計結果について

○**栗原教育長** 続いて、2報告(2)令和3年度学習等供用施設利用者アンケート集計結果について、を議題とします。

庄司生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○**庄司生涯学習推進センター長** それでは、生涯学習推進センターより、令和3年度学習等供用施設利用者アンケート集計結果につきましてご報告いたします。

市内11ある学習等供用施設の利用状況を把握するために実施しましたものでございます。

なお、アンケートは本年の1月4日から2月末までの2か月間で実施しております。各会館によって利用者数等の状況が異なり、配付数、回答数に差異がございますが、全体としては6,923部配付し、2,314部のご回答をいただき、回収率は33.4%となっております。

利用者の年齢層につきましては、70歳代が最も多く、60歳以上で全体の8割を占めており、男女比では女性が6割という結果でございました。

また、学習等供用施設は主に地域で活用していただくために設置しているところがございますから、市外在住の利用者は現状では2割、このアンケート結果では2割に満たないような状況になってございます。

また、主な利用目的でございますが、サークル活動（文科系・運動系）で7割を占め、そのほかは会議・研修等で利用されております。

会館利用に関する4項目、設備・備品、会館広報紙、管理人、予約方法とも「大変満足している」「やや満足している」との回答が多く割合を占めております。

このほか、施設予約システムを利用した予約方法への変更に関わる設問でございますが、10代から60代までの幅広い世代で「変更してほしい」と、それに予約システムを導入してほしいという回答が「変更してほしくない」を上回っておりますが、一方で、非常に利用者数の多い70代、80代では全く逆の回答となっております。

また、今回、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における団体の活動状況についての設問を、前回から新たに加えて回答いただきました。その回答からは、活動はできなかったものの、団体間で連絡を密に取り合っている団体も一定数あることが分かっております。

また、最後の自由意見でございますが、基本的には各館に共通するようなものを主な意見

としてまとめてございます。

今回のアンケート結果につきましては、管理運営を指定管理者制度を導入して管理運営委員会が、地域の方が行っております。これを共有させていただき、より地域の皆様にご利用いただける施設になるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、前回は3年前にアンケートを行ったということもございまして、今後も3年に1回程度でアンケートを継続して行っていく予定でございます。

報告は以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございます。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

嶋田委員、お願いいたします。

○嶋田委員 ご説明ありがとうございます。

とても興味深いアンケートで、アクティブな高齢の方が多いいいことだなと思います。予約方法のところで、やはり高齢の方はこれまでどおりがいいんだろうとは思いますが、そうはいつまでもインターネット予約ができないというのも、いつまでいられるかなというところだと思います。地域の方に絞って優先的に2、3日早めに予約ができるとか、何かしら工夫をしながら徐々にインターネットでも予約ができるようなことを考えていければいいのかなと思いました。この最後のページの改善等を求める意見は、本当に地域でよく聞くような意見が多いので、こういったことも今後取り入れていただければなと思います。

以上です。

○栗原教育長 庄司生涯学習推進センター長、お願いします。

○庄司生涯学習推進センター長 貴重なご意見、ありがとうございます。

まさにそういった考えがあるかと思いますが課題もございまして、管理運営委員会の皆様にシステムへの慣れが必要になってございます。一方で、地域の方が使いやすい方法というご意見もいただいているところでございまして、そこをどう間を取りながらバランスよくやっていくかというのが課題でございます。従いましてすぐにシステムを導入ということはなかなか難しいとは思っておりますが、私どもの課題としては、若い人の利用というのもやはり課題かなと思っております。ぜひ使っていただきたいという部分もございまして、そこを意識しながら、管理運営委員会とも話を進めながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○栗原教育長 嶋田委員、お願いいたします。

○嶋田委員 確かに若い人の利用も増えるとより地域が活性化すると思いますので、インターネット申込みがどういう形でかできるといいなと思います。学習館だとできますよね。なので、いろいろとベストミックスを考えていただければなと思います。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

石本委員、お願いいたします。

○石本委員 かつて会館の管理にも携わったことがあるので、予想どおりの結果だなと本当に思いました。当然ですけれども、70代の方が多くて、それも女性が多い、これも予想どおりで、今もお話に出ましたけれども、地域の会館ですので、地元では、最初の検討でもそういうふうに計画していますけれども、ぜひ子どもたち向けの、夏場であるとか、あとは週末にもうちょっと何か一工夫、子どもたちの居場所になるような取組ができると、もう一步立川の明るい未来というのが展望が開けるような気がしていますので、これはあくまでも願いとして発言させていただきました。

以上でございます。

○栗原教育長 今提案でございますが、庄司生涯学習推進センター長、お願いいたします。

○庄司生涯学習推進センター長 ご提案、どうもありがとうございます。

今年はお祭りが新型コロナウイルス感染症の影響で開催しにくい状況ですが、開催できた幾つかの会館でお祭りを見させていただきました。夏の早い時期だったんですけれども、子どもたちが集まってすごく楽しんでいる姿を見させていただきました。会館は、まさに居場所として展開するには非常にふさわしい施設かなと思っております。夏の暑い時期にひと涼みスポットとして開放していたり、実際に子どもたちに開放していたりする会館もございますので、そういった運用がさらにできるのかどうかというのを会館の管理運営委員会へ提案させていただければと思っております。

○栗原教育長 ほか、いかがでしょうか。

小林委員、お願いいたします。

○小林委員 感想ですけれども、10ページの(7)のところ満足度が出ています。「大変満足している」「やや満足している」合わせて見ていきますと、管理人のところ突出して数字が高い、合わせて83.7%で、「全く満足していない」というのは0.4%ということで、ここがちょっと目につきました。会館のイメージというのはやはり対応する人の影響が大きいと思いますので、この満足している部分も多いというのは、管理運営委員会ですか、指定管理者の人員の配置がとてもいい状況なのかなと感じました。

以上です。

○栗原教育長 冒頭おっしゃられたとおり、感想ということでこちら受け止めますので、ありがとうございます。

ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ないようでございますので、これで2報告(2)令和3年度学習等供用施設利用者アンケート集計結果について、の報告及び質疑を終了いたします。

---

## ◎報 告

(3) 株式会社壽屋による「立川市図書館児童向け利用案内パンフレット」の制

## 作・寄贈について

○栗原教育長 続いて、2報告(3)株式会社壽屋による「立川市図書館児童向け利用案内パンフレット」の制作・寄贈について、を議題といたします。

池田図書館長、説明をお願いいたします。

○池田図書館長 それでは、株式会社壽屋による「立川市図書館児童向け利用案内パンフレット」の制作・寄贈について、ご説明いたします。

市は、株式会社壽屋と令和3年6月に「たちかわ電子図書館」電子書籍コンテンツの費用負担に関する覚書を締結し、これまでにコトブキヤ・プレゼンツとしてデザイン、イラスト、子ども向け絵本、ライトノベルといった電子書籍コンテンツ715点の費用負担をいただいているほか、電子図書館の利用案内用ポスター・チラシを制作し、寄贈していただいております。今回、新たに児童向け利用案内パンフレットを制作し、寄贈していただきましたので、ご報告いたします。

制作・寄贈申出者、株式会社壽屋、制作・寄贈部数1万部であります。

配布対象者は、中央図書館及び地区図書館8館の児童書利用者及び立川市立小学校の3年生から6年生全員にお配りいたします。1年生、2年生につきましては、保護者と同伴する機会が多く、来館時にリクエストがあればお渡しするというようにしております。また、希望があれば随時図書館でもお配りいたします。

配布開始日は、令和4年9月6日火曜日以降、地区の図書館員が学校にお届けに上がります。

このキャラクターにつきましては、株式会社壽屋のオリジナルキャラクターでありまして、本の借り方や児童書利用のルールなど、子ども向けに分かりやすく説明しているほか、市内9か所の図書館及びブックポストの地図を掲載して、子ども向けに分かりやすいパンフレットとして制作いたしました。

報告は以上です。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質問をお願いいたします。

小林委員、お願いいたします。

○小林委員 例えばこんなのがあったらいいなと思っても、市の費用を使って作るのはどうかなというようなものは結構あると思うんですけども、まさに壽屋さんがそういうものを作ってくださって、本当にありがたいと思います。子ども向けの図書館の紹介ですよ、キャラクターもかわいいですし、色合いもパステル調でカラフルですごく目を引きましますし、デザインも分かりやすいですし、この地図を見たらどこにどの図書館があるというのがすぐ分かりますし、本当に素敵なものができたと思いますので、たくさん子どもたちに配っていただいて、図書館に来てもらえたらいいなと思います。

○栗原教育長 ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

嶋田委員、お願いいたします。

○嶋田委員 電子図書も寄贈していただいて、今回は図書館においてよということで、図書館のほうにも案内を作ってくださいというのは本当にありがたいのと、立川市の子どもたちのことを本当に考えてくださっているんだなと思いました。今回、錦図書館に工事が入りますので、ぜひこの地図を見て近隣の図書館に行ってみようかとか思ってくれるといいなと思います。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ないようでございますので、これで2報告(3)株式会社壽屋による「立川市図書館児童向け利用案内パンフレット」の制作・寄贈について、の報告及び質疑を終了いたします。

---

## ◎報 告

### (4) 東京立川こぶしロータリークラブ小・中学生レビュー大賞の実施について

○栗原教育長 続いて、2報告(4)東京立川こぶしロータリークラブ小・中学生レビュー大賞の実施について、を議題といたします。

池田図書館長、説明をお願いいたします。

○池田図書館長 東京立川こぶしロータリークラブ小・中学生レビュー大賞の実施について、ご説明いたします。

市は、東京立川こぶしロータリークラブと令和3年3月に「たちかわ電子図書館」電子書籍コンテンツの費用負担に関する覚書を締結し、東京立川こぶしロータリークラブ・セレクションとして、ビジネス・趣味・実用、子どもの本といった電子書籍コンテンツ211点の費用負担を行っていただいたほか、電子図書館の利用案内ポスター・チラシを制作し、市へ寄贈していただきました。今回、新たに電子書籍コンテンツ「青空文庫厳選500冊」を費用負担していただくにあたり、立川市立小・中学校に通う児童・生徒に電子書籍の青空文庫を読んでもらい、レビューを投稿し、主催者の選考委員が読みたいと思わせた優秀作品を表彰するレビュー大賞を実施いたします。

主催は、東京立川こぶしロータリークラブであります。

後援としまして、立川市及び立川市教育委員会が後援いたします。立川市図書館は協力ということで位置づけております。

応募資格は、立川市立小・中学校に在籍する全児童・生徒であります。

応募受付期間は、令和4年10月14日金曜日から12月31日土曜日までです。

今日、お手元に当日配布いたしましたチラシがございます。これをカラー印刷したものを立川市立小学校の4年生から6年生、それと中学校の1年生から2年生にお配りいたします。

なお、チラシが配布されない学年の児童・生徒も応募資格はあります。特に中学3年生につきましては、ちょうど受験期にあたりまして、ただ、応募したいということにつきましては、学校の図書館等に設置されておりますので、そこから読みいただいて応募いただける

という仕組みにしております。

チラシの設置場所、図書館及び地区図書館8館及び各学校の学校図書室にも配布いたします。

配布開始日は、令和4年10月4日火曜日から、順次学校に配布いたします。

受付方法、賞品等はチラシに記載してありますので、後日ご確認いただきたいと思います。

なお、青空文庫500冊ということでございます。これにつきましては、コンテンツを購入していただきまして、インターネット上において無料で公開している作品、夏目漱石、芥川龍之介など、有名な著作の文豪の作品が読めることとなっております。

レビューということで、書評、感想等を文章の形にしたもので、ここでは255文字ということで、原稿用紙半分強ということになりますけれども、この文字数で読ませたいというような表現をしていただくということになっております。

図書館からの報告は以上です。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

石本委員、お願いいたします。

○石本委員 先ほどの壽屋さんもそうですし、東京立川こぶしロータリークラブさんも、ずっと長い間立川市にいろんな形でバックアップしていただいて本当に感謝しています。

1つだけ、もしできたらというお願いですけれども、対象は立川市の小・中学校に通う子どもたち、小学校4年から中学校2年生までということになっていきますけれども、市内在住の全ての小学校4年から中学校2年、つまり私立に通っている子どもも含むということでは、これは趣旨に反するのでしょうか。できたらお願いしたいなと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○栗原教育長 応募の対象枠が広がらないかということですが、池田図書館長、お願いします。

○池田図書館長 市内の小・中学校にあたりましては、電子図書館の専用カードをお配りしておりますので、タブレット、PCからすぐにアクセスしていただいて青空文庫が読めるということで、応募も簡易な方法で可能です。今石本委員がおっしゃったことの趣旨につきましては、東京立川こぶしロータリークラブの主催者にはお伝えいたしますけれども、例えば立川国際中等教育学校の生徒には電子図書館のカードをお配りしておりませんが、独自に黄色い通常の本でも電子でも借りられるカードを作っていただくと青空文庫も読めます。そうした子どもたちにも対象が広げられるかということにつきましては、主催者にご相談させていただきます。

以上です。

○栗原教育長 ありがとうございます。

今石本委員がおっしゃったのは、立川市内に在住で、学校は私立であったり、市立以外の公立学校に通っている児童・生徒ということですので、その点については、また東京立川こぶしロータリークラブの方と応募対象をどうするかということをご検討いただければと思います。

ます。

ほか、いかがでしょうか。

小林委員、お願いします。

○**小林委員** 感想ですけれども、学校の読書感想文を書くよりは、きつこのレビューを書くほうが気楽に書けるんじゃないかなと思いました。いい視点でいいところに目をつけていただいて、子どもたちの読書意欲をかき立てると思っていますので、どのくらい集まるか注目していきたいと思います。

○**栗原教育長** ほか、いかがでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○**栗原教育長** ないようでございますので、これで2報告(4)東京立川こぶしロータリークラブ小・中学生レビュー大賞の実施について、の報告及び質疑を終了いたします。

次に、その他に入ります。

その他はございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○**栗原教育長** その他はないようでございます。

---

#### ◎閉会の辞

○**栗原教育長** それでは、次回の日程を確認いたします。次回、第18回立川市教育委員会定例会は、令和4年9月21日水曜日、13時30分から302会議室で開催いたします。

これをもちまして、令和4年第17回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後2時54分



署名委員

.....

教育長